

6 5 歳以上重度心身障がい者医療費助成制度

◆ 助成内容 ◆

- ・ 病院・調剤薬局（処方箋を要するもの）等を利用した場合に、保険の効くものについて支払われた金額を助成します。
- ・ 入院時の食事療養費に係る標準負担額を助成します。

◆ 対象者について ◆

- ・ 身体障害者手帳 1 ～ 3 級か知能指数 5 0 以下と判定された者で後期高齢者医療制度の対象者
- ・ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の者で後期高齢者医療制度の対象者（通院分のみの助成となります）

◆ 資格証の更新について ◆

- ・ 受給資格の有効期限は、毎年 8 月 3 1 日までとなりますので、9 月に更新します。

◆ 申請の仕方について ◆

- ・ 医療機関で受診されるにあたり特に申請の手続きをする必要はありません。

三重県後期高齢者医療広域連合から送られてくる受診一覧表（受診されたすべての医療機関の情報が載っています）を基に医療費を助成いたします。

◆ 支払いについて ◆

- ・ 支払は毎月の末日（末日が土・日・祝日の場合は、その前の平日）
- ・ 病院（薬局）にかかれてから助成金支払いまでに、3 ～ 4 ヶ月かかります。

◆ 各種変更について ◆

- ・ 保険証の変更・住所の変更・振込口座の変更等が発生した場合には、受給資格証をご持参のうえ役場までお越しください。
- ・ 転入などにより、紀宝町で所得が判定できない場合は、所得課税証明書が必要です。